# (5) 一ノ宮・上甘田地域

### ア. 景観特性・課題

○ 国の重要文化財の指定を受けている気多大社や妙成寺などの著名な神 社仏閣があります。歴史的・文化的に重要な地域として認識し、この地 域を一体とした景観保全が必要です。

気多大社





妙成寺遠景

・気多大社から妙成寺の周辺 地区の眺望は、建立当時から 変わらない妙成寺五重塔が 眉丈山系である丘陵地帯と 田園地帯に囲まれ、自然と一 体となり調和された風景を 形成しております。今後もこ の景観を保全育成し、次世代 にもこの景観を引き継いで いくことが必要です。



・しかし、羽咋郡市広域圏事務組合リサイクルセンター(愛称:クリンクルはくい)の施設の一部が、五重塔の背後に見える山林のスカイラインを切り、景観を阻害しております。周辺景観との調和に配慮する必要があります。

○ 日本海に面するこの地域は、白砂青松の長手島を有する柴垣海水浴場や 庭石として珍重される奇岩の磯もあり、自然景観の保全やビュー・スポットなどの整備とともにそのPRが必要です。

長手島遠景

一ノ宮・滝海岸





- ・柴垣海岸は、絶好の海水浴場であり、とくに日本海に突き出た長手島は、「小 天の橋立」とも言われ、青松白砂の海岸です。しかし、島の裏側では漁港として のコンクリート構造物が見られ、自然景観との調和が必要です。
- ・一ノ宮・滝海岸は、静かな雰囲気の海水浴場であり、特に滝海岸の岩場は海水浴の絶好のポイントです。しかし、その一部に川が流れ、家庭などからの排水が海に流れ込んでいます。その川の水を浄化する必要があります。
- かつては、日本瓦の産地であり、黒色の瓦の家並みが特有の美しい景観を形成しています。今後も黒瓦の屋根を保全できるような仕組みづくりが必要です。

漁村集落 (滝町)



・黒い屋根瓦の家並みが、北陸特有 の美しい景観を形成しています。

### ○ 住宅地(集落)

#### 気多大社参道



・一ノ宮町は、かつての外浦街道の 宿場町として発達し、寺家町ととも に気多大社門前町の性格も強く、宿 場町の町並みの痕跡は少なくなって いますが、面影が残るたたずまいが 多く残っています。

漁村集落 (滝町の細街路)



漁村集落 (柴垣町)



・滝町は、磯浜の海辺に立地する漁村集落であり、急な斜面に高密度に集まって住む塊村であります。集落内道路は、一部で車の通行が困難な細街路で、その多くが坂道となっており、火災、地震などの災害時の避難に支障があると考えられます。

また、日常の車のアクセスが困難なため集落周辺の台地(平地)で道路条件の良い所に、集落が拡大する傾向が見られます。

・柴垣町は、滝町と同じ磯浜の海辺に立地する漁村集落でしたが、近年ではその特性を利用した民宿村として発達しました。国道 249 号と平行して集落の中心を道路が走り、その両側に町並みが形成されています。その幹線につながる道路は、漁村集落特有の道路で幅員が狭く、災害時の避難に支障があると考えられます。

また、ブロック塀が敷地境界に設置されていますが、幅員の広い道路沿線では 生垣や板塀などによる町並みを考慮する工夫が必要です。

滝谷町地内



・滝谷町は、妙成寺の門前町として発達し、その町並みは細い道路の両側に住まいが建ち並び、妙成寺へと続く景観を形成しています。妙成寺の景観と調和したまちづくりが望まれます。

○ 国道249号は、本地域と羽咋市街地とを結ぶ重要な幹線であり、その沿線の気多大社と一ノ宮の集落を分断するように走っています。そこを北上すると田園風景が拡がり、日本海が眺望できる景観を形成しています。

国道からの風景



耕作放棄田



・日本海を望みながら、ドライブする国道249号は絶景です。しかし、この 地域の一部で耕作を放棄された田やロードサイド店舗などの立地により、日本 海を望む景観の阻害要因となっています。

#### 〇 その他

滝港マリーナ



青少年交流の家 桜並木



- ・滝港マリーナは、滝港に隣接したマリーナであ り、クルーザーやヨットなどが収容され、マリン スポーツ特有の雰囲気を醸し出しています。
- ・海岸沿線の旧北陸鉄道能登線を活用した自転車 道路からは、どこからでも雄大な日本海が眺めら れます。
- ・国立能登青少年交流の家の南側出入り口付近に ある桜並木は、周辺の自然景観とともにまとまっ た一団の緑を形成しています 51

## イ. 石川県景観総合計画の位置づけ

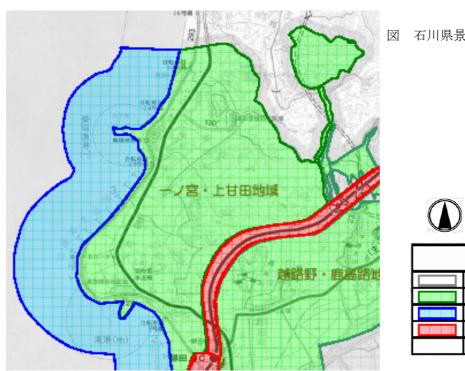


図 石川県景観計画 一ノ宮・上甘田地域 (74 頁参照)



能登有料道路沿線については、道路境界線から両側 2 km (北側は志賀町境界まで、海域について汀線から 1 km) を**景観形成重要エリア**に指定し、地域の特性に応じた規制誘導を図るとしています。また、積極的な景観規制を図るため、その道路境界線より両側 1 0 0 m (柳田 I C 以南は両側 200 m) を特別エリアに指定しています。

# ウ. 景観まちづくりの目標

目標 1: 歴史的資源を活かした景観づくり





気多大社参道



一ノ宮旧街道沿線

- ・気多大社や妙成寺の歴史的建造物は、 地域の貴重な資源です。また、数多く点在 する昔ながらの民家などを含む周辺地区 を地域の財産として積極的に保全活用す ることが必要です。
- ・周辺地区の地域の財産や山林などの自然 を保全するとともに、寺社の参道周辺で は、昔ながらの建物の建て方や素材を工夫 するなど、歴史的資源を尊重した景観づく りが求められます。

### 目標2:周辺の環境になじむ沿道の景観づくり



国道 249 号沿線 滝町付近

- ・国道249号背後の長手島や日本海が 眺望できる沿道景観は、耕作を放棄され た田やロードサイド店舗によって、景観 が阻害されています。
- ・また、田園の景観は、農業の衰退や地域 の住民の高齢化などにより、その管理や維 持をすることが難しくなっています。
- ・この景観の大切さを市民の共有認識として捉え、周辺地区の住民だけでなく、

みんなで支えていく仕組みなどを検討することが必要です。

目標3:個から始める住宅地景観づくり



- ・住宅地(集落)の景観は、個人の建物や敷地利用の積み重ねによって構成されています。
- ・新たな建物を建てる際には、下見板 など自然素材を積極的に取り入れる ような意識づくりが必要です。
- ・道路に接する部分は、道路境界より できるだけ後退し、ゆとりのある空間 の創出に努めることが求められます。

また、生垣や庭木を配置することなどが望まれます。